

高圧ガス容器のラベル・SDS 義務化と自律的管理の解説資料

1. はじめに：安全管理のパラダイムシフト

日本の化学物質管理は、今、歴史的な転換点を迎えています。これまでの規制は、国が個別の物質ごとに具体的なルールを細かく定める「法令準拠型」が中心でした。しかし、これからは供給側からの正確な情報伝達を起点とし、事業者が自らの現場に潜むリスクを特定し、最適な対策を主体的に選択する「自律的な管理」が安全管理の基軸となります。

1993年（平成5年）に制定された「化学物質の安全性に係る情報提供に関する指針」に基づくMSDS（現SDS）の配布は、長らく「努力義務」に過ぎませんでした。しかし、強制力のない情報提供では現場の安全を担保するには限界があったという歴史的事実を重く受け止め、今回の法改正では情報伝達を法的義務へと昇華させました。これは単なるルールの変更ではなく、情報伝達を「労働者の命を守るための不可欠な基盤」として再定義する、経営層にとっても極めて重要な改革なのです。

2. 対象物質の正確な分類と判定基準

改正安衛法により、ラベル表示・SDS交付の義務対象物質は過去の約674物質から約2,900物質へと大幅に拡大します。

実務上、最も注意を要するのは、規制対象が「高圧ガス保安法」の定義ではなく、安衛法が採用する「GHS（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）」分類基準に基づいている点です。

高圧状態の化学物質として規制されるのは、一部の「酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム等明らかな可燃性や毒性のないガス」に限られ、それもゲージ圧1MPaではなく、200kPa（約2気圧）以上の圧力を持つものからですので、残ガス容器に満たないものでも、ほとんどが対象になり、それ以外の二酸化炭素および、エタン、プロパン、メタン等の可燃性・毒性ガス等は、圧力（ゲージ圧）がゼロでも対象になります。

- 状態を問わず対象となるガス

* 二酸化炭素（2026年4月より完全義務化）

* 可燃性ガス（水素、プロパン、アセチレン等、ブタン等は既に対象）、毒性ガス

- 高圧のガスの状態にあるガス

以下のガス種は、高圧のガスの状態にあるものに限り、ラベル・SDSの義務対象となります。

* 酸素、窒素、アルゴン、ヘリウム、空気

※GHS基準による高圧ガスの判定（JIS Z 7253）

安衛法における「高圧ガス」は、高圧ガス保安法の定義とは異なり、以下のGHS分類に基づきます。

- * 圧縮ガス： 20°Cのとき200kPa（ゲージ圧）以上の圧力で容器に充填されており、-50°Cで完全にガス状であるもの。
- * 液化ガス： 20°Cのとき200kPa（ゲージ圧）以上の圧力で容器に充填されており、-50°Cを超える温度で部分的に液体であるもの（または臨界温度が -50°C から $+65^{\circ}\text{C}$ の間にあるもの）。
- * 深冷液化ガス： 容器に充填したガスが低温のために部分的に液体であるもの（LGCや超低温容器もGHS基準では対象となります）。
- * 溶解ガス： 加圧して容器に充填したガスが液相溶媒に溶解したもの。
※エアゾールは、高圧ガスとしては分類しません。

圧力の有無によらない危険有害性の評価

GHS基準では「圧力」の有無にかかわらず、可燃性や毒性などの物質自体の危険有害性が重視されます。したがって、高圧ガス保安法上の「高圧」に達しない大気圧に近い状態であっても、物質自体に引火性や毒性が認められれば表示義務が生じます。

3. 実務における義務事項・実施体制の確立と強化ポイント

事業者は、供給側（譲渡・提供）とユーザー側（製造・使用）の双方で、専門的な知見に基づいた体制構築が求められます。

ラベル表示

- ・ラベル表示の徹底： 名称、絵表示、注意喚起語、人体への影響、供給者情報を記載する。「小さい容器」「名称」と「供給者情報」は容器への直接貼付が必須で、その他の項目に限りタグ等による表示が認められる。

自律的管理体制の選任要件

- ・化学物質管理者： 化学物質を製造・取り扱う全事業場で選任が必須です。特に製造事業場においては「専門的講習の修了」が厳格な法的要件となる。
- ・保護具着用管理責任者： リスクアセスメントの結果に基づき、労働者に保護具を使用させる事業場で選任必要。

リスクアセスメントと措置の記録

- ・リスクアセスメントの実施手法： ばく露濃度を基準値以下に抑制することが義務付けられる。推定ツールである「CREATE-SIMPLE」や、「個人ばく露測定（実測法）」などの専門的手法が活用できる。
- ・記録の保存： リスクアセスメント結果および措置の内容は記録し、通常物質は3年間（または次のリスクアセスメントまで）、がん原性物質は30年間保存しなければならない。なお、がん原性物質については健康診断記録も同様に30年間の保存が必要。

SDSの通知情報の質が厳格化

- ・SDSの成分表示（重要）： 成分の含有量は、従来の10%刻みではなく「重量%（重量パーセント）」での記載が原則義務化されました（濃度範囲による表記も可）。
- ・伝達の柔軟化と更新： SDS提供には電子的方法も可能です（⇒Q&A）。ただし、「人体に及ぼす作用」については5年以内ごとに1回の定期確認を行い、変更がある場合は1年以内に更新・通知しなければなりません。
- ・用途情報の具体化： 「想定される用途」および「当該用途における使用上の注意」の記載がセットで義務化されました。

4. 自律的管理の体制構築と「有事」の責任

自律的管理を形骸化させないためには、適切な責任者の選任と記録の保存が不可欠です。

- ・化学物質管理者の選任： リスクアセスメント対象物を製造・取り扱う全事業場で選任が義務です。特に製造事業場では「専門的講習」の修了者である必要があります。
- ・リスクアセスメント（リスクアセスメント）記録の保存義務： リスクアセスメント結果の記録は、3年間（または次のリスクアセスメント実施まで）保存しなければなりません。ただし、がん原性物質に関する記録は30年間の保存が義務付けられています。

罰則規定の整理（安衛法に基づき厳格に適用）

本改正に伴う義務違反には、安衛法に基づき以下の罰則が科される可能性があります。

- ・表示義務違反（安衛法第57条関連）： ラベル表示なし、または虚偽表示で譲渡・提供した場合、安衛法第119条に基づき、「6か月以下の拘禁刑（旧懲役）又は50万円以下の罰金」が科されます。
- ・選任義務違反： 化学物質管理者や保護具着用管理責任者を選任していない場合、事業者には6ヶ月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金が科せられます。
- ・両罰規定（安衛法第123条）： 実際に違反行為を行った担当者だけでなく、法人（会社）に対しても罰金刑が科されます。

「有事」における致命的な法的リスク

万が一事故が発生した際、リスクアセスメントの未実施や記録の欠如が判明すれば、安衛法第20条（事業者の危険防止措置義務）違反を問われることになります。これは単なる行政罰に留まらず、重い刑事責任や、民事上の安全配慮義務違反を決定づける根拠となり、企業の存続を揺るがす甚大なリスクとなります。

5. 実務Q&A：現場で想定されるケーススタディ

Q1. 医療用ガスや食品添加物の扱いは？

A. 医療用ガスは「医薬品」に該当するため化学品対応の対象外となり、ラベルの表示義務はありません。一方、ビール用などの二酸化炭素を飲料メーカーや飲食店が扱う場合、それは「労働者による使用」とみなされるため、業務用食品添加物は義務対象となります。

Q2. ネットオークションや一般消費者向けは？

A. 主として一般消費者の生活の用に供するためのものは、安衛法第 57 条の例外規定により表示義務が除外されま
す。ただし「一般消費者の生活の用に供するためのもの」として製造されたものでなければ、営利・非営利を
問わず、他者への提供が「譲渡・提供」に該当するため、ラベルなしでの出品は法違反となります。

Q3. 猶予期間の境界線はどこですか？

A. 2026 年 4 月 1 日より前に充填され、既に流通過程にあるものは、2027 年 3 月末まで猶予されます。しかし、
2026 年 4 月 1 日以降に新たに充填・出荷するものについては、その日から即時対応が必要です。準備期間は限
られていることを認識してください。

Q4. SDS 提供の事務負担を減らす方法はありますか？

A. 可能です。今回の改正により、二次元コード（QR コード）やウェブサイト URL による SDS 提供は、相手方
の承諾を得ることなく採用できるようになりました。これは供給側の事務負担を劇的に軽減する「柔軟な運
用」の代表例です。

Q5. 一般消費者向けと業務用の境界

A. カセットボンベ等の一般消費者向け製品は除外されますが、飲料メーカーや飲食店で使用される「食品添加物
用炭酸ガス」などは、労働者が取り扱うため「業務用」として義務の対象となります。

Q6. 小分け・移し替え

A. 現場で別容器に移し替えて保管する場合も、安衛則第 33 条の 2 に基づき、名称や危険有害性情報の伝達（手書
きラベル等）を徹底しなければなりません

6. 施行に向けた実務チェックリスト

<input type="checkbox"/>	対象物質の特定	自社で扱う酸素、窒素、アルゴン、LGC 容器等が GHS 上の「高圧ガス」に該当するか確認したか
<input type="checkbox"/>	ラベル表示の準備	2026 年 4 月 1 日施行に向け、容器へのラベル貼付および最新 SDS の準備は完了しているか
<input type="checkbox"/>	流通在庫の把握	2027 年 3 月 31 日までの猶予期間が適用される「既に出荷済みの容器」を区別しているか
<input type="checkbox"/>	供給者情報の精査	ラベルに「代表事業所（本社）」の情報を記載する場合、安全情報の問い合わせに一括対応できる 体制にあるか
<input type="checkbox"/>	SDS の成分記載	SDS に「想定用途」を記載し、成分含有量を「重量%」で表示しているか
<input type="checkbox"/>	SDS の定期確認	「人体に及ぼす作用」について、5 年以内ごとに 1 回、最新の知見を確認・更新する体制を整えた か
<input type="checkbox"/>	管理者の選任	「化学物質管理者（製造現場は専門的講習修了者）」および「保護具着用管理責任者」を選任し、 書面で示しているか
<input type="checkbox"/>	教育の徹底	雇入れ時教育の省略規定廃止に伴い、全業種・全労働者に対して危険有害性教育を実施しているか
<input type="checkbox"/>	容器移替え管理	現場での小分け・容器移し替え時に、安衛則第 33 条の 2 に基づく表示（名称・有害性伝達）を徹 底しているか
<input type="checkbox"/>	リスクアセスメン トの実施と記録	リスクアセスメントの結果を労働者に周知し、所定の期間（3 年／30 年）記録を保存しているか

7. 結び：世界標準への第一歩

今回のラベル表示対応は、単なる形式的な事務手続きの増加ではありません。これまで日本独自のローカルな保安
ルールだけで規制されてきた高圧ガスが、「GHS」という世界共通言語を用いて取り扱われる歴史的な転換点とい
えます。

このラベル一枚、SDS 一枚の正確な伝達こそが、日本の高圧ガス業界が国際的なサプライチェーンから取り残さ
れないための必須条件です。自律的管理の徹底は、労働者の命を守るだけでなく、貴社の社会的信用と持続可能性
を支える基盤となります。世界標準の危険物ルールへの移行を、確実かつ迅速に進めてください。

2026年4月施行：高圧ガス容器のラベル・SDS義務化と自律的管理の実務ガイド

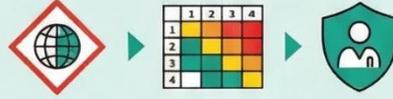
パラダイムシフト：法令準拠から自律的管理へ

従来：法令準拠型



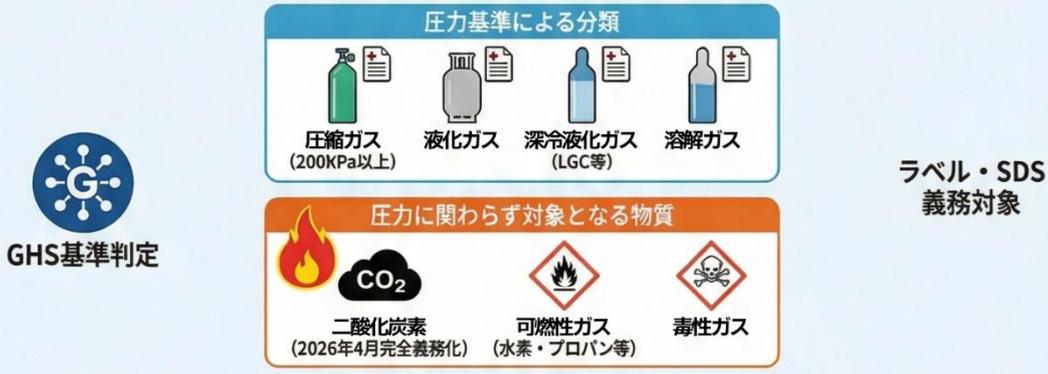
対象：約674物質
判定：高圧ガス保安法（圧力基準）

2026年4月以降：自律的管理型



対象：約2,900物質へ拡大
判定：GHS分類（世界標準）

対象判定フロー：GHS基準への移行と新ルール



主要義務事項の図解

ラベル表示の必須5項目



- 名称
- 絵表示 (GHSピクトグラム)
- 注意喚起語
- 人体への影響 (有害性情報)
- 供給者情報

小さい容器でも「名称」「供給者情報」は直接貼付必須

SDS（安全データシート）の厳格化



- 成分含有量：「重量%」記載原則義務化
- 想定用途と使用上の注意をセット記載
- 人体に及ぼす作用：5年ごと定期確認・1年以内更新



電子提供（QR/Web）も可能

必須となる責任者の遺任と体制



化学物質管理者
(全事業場必須)



保護具着用
管理責任者

製造現場：専門的講習修了が要件

リスクアセスメントとばく露防止

	A	B	C	D
1	黄	黄	黄	黄
2	黄	黄	黄	黄
3	黄	黄	黄	黄
4	黄	黄	黄	黄
5	黄	黄	黄	黄

- CREATE-SIMPLE等活用
- ばく露濃度を基準値以下に抑制



記録保存期間：通常3年、がん原生物質30年

⚠️ 罰則と有事の責任（致命的リスク）



義務違反に対する厳格な罰則
ラベル表示なし・選任義務違反等：
6か月以下の拘禁刑または50万円以下の罰金（両罰規定）



事故発生時の「致命的リスク」
リスクアセスメント未実施で行政罰・刑事責任・民事上の安全配慮義務違反に関われ、企業の存続危機に直結

施行スケジュールと実務チェックリスト

2026年4月1日：完全施行（新規在庫・出荷は即時対応）

2027年3月末：流通在庫の猶予期間終了（1年間の猶予のみ）

実務担当者向け施行前チェックリスト

チェック項目	内容の要点
☑ 対象物質の特定	酸素、窒素、アルゴン、LGC等がGHS基準に該当するか確認
☑ 管理者の遺任	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の遺任と書面提示
☑ SDSの記載更新	重量%表示、想定用途、5年ごとの定期確認体制
☑ リスクアセスメント	実施結果の周知と、所定期間（3年/30年）の記録保存